

【様式1】

令和8年度 倉敷市立富田小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

・本校では、いじめにつながる可能性のある友達とのトラブルは上級生になるに従って増える傾向にある。現在、生徒指導部を中心にいじめ問題への対応を図っているが、未然防止の取組をより強く推進するためには、他の分掌組織とも連携して学校をあげた横断的な取組を行う必要がある。また、いじめの早期発見、適切な対処のための教職員研修の充実も必要である。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校をあげた横断的な取組を推進するため、いじめ問題対策委員会には、生徒指導主事以外に学年の教職員も参画し、それぞれの立場から実効的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、児童への情報モラルについての教育の推進を図る。
 - ・いじめの未然防止に向けた児童の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
 - ・いじめの早期発見のために定期的にアンケートを実施し、教育相談週間との連携が図りやすい実施時期の工夫を行うとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ＜重点となる取組＞
- ・各学級で考えた人権のめあてをもとにした取組を支援し、いじめを許さず、トラブルを自分たちで進んで解決しようとする意識の高揚を図る。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・学校基本方針を学校ホームページに掲載するなど、学校のいじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、いじめ問題についての意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員の協力を得て、地域の方々と懇談の機会を設け、児童の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。

学 校

いじめ問題対策委員会

〈いじめ問題対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応

〈いじめ問題対策委員会の開催時期〉

- ・月1回開催

〈いじめ問題対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・直後の職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は終礼等で伝達

〈いじめ問題対策委員会の構成メンバー〉

校長、教頭、生徒指導主事、人権担当、学年主任、養護教諭等(必要に応じて校外からも参加)

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・玉島警察署

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換
- 〈学校側の窓口〉
- ・生徒指導主事
- ・スクールカウンセラー
- ・スクールソーシャルワーカー

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止

- ・人権週間において、児童会主催の児童自らが考え企画するいじめ防止の意識を高めるための取組を進める。
- ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校づくりを進める。
- ・ネット上のいじめを防止するために、情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し、適切に利用できる力を付けるための情報モラルに関する授業を、各学年において年1時間以上行う。

② 早期発見

- ・児童の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し、年3回の教育相談を行うことで、児童の生活の様子を十分把握し、いじめの早期発見を図る。
- ・心の健康観察を毎日行うことで児童の変化を見逃すことなく、きめ細かく声かけを行い、児童がいつでもいじめを訴えたり、相談したりできるような体制を整える。
- ・児童に気になる変化があった場合、教職員間でいつでも早急に情報を共有できる体制をつくる。
- ・積極的ないじめの認知につながるよう、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。

③ いじめへの対応

- ・本校児童がいじめを受けているとの通報を受けたり、その可能性が明らかになったりしたときは、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う。
- ・いじめへの組織的な対応を検討するため、いじめ問題対策委員会を開催する。
- ・いじめがあったことが確認された場合には、いじめられた児童を最後まで守り抜くことを最優先に、当該児童及びその保護者に対して支援を行う。
- ・いじめた児童に対しては、いじめは絶対に許されない行為であり、相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした対処を行う。また、当該児童の周囲の環境や人間関係など、その背景を十分に把握し、保護者の協力を得ながら、健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。
- ・いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校から警察への相談・通報を行う。